

# 市町村合併における適正処理の継続

広環協 規制緩和対策部会

平成の大合併

の特例に関する法律（合併特例法）を改正し、平成十一年七月十六日公布、原則として同日施行しました。これは、平成十七年三月三十一日までの時限法であり、それまでにわれた市町村の合併について特例措置を適用するものです。



規制緩和対策部会  
部会長 沈 勝 義

ます。	現在、一般廃棄物、	特に廃棄物の処理及び清掃に関する第七条許可によるし尿及び浄化槽汚泥は、各市町村の処理責任のもと処理計画に基づき、適正に処理されています。もし市町村合併により許可区域の根拠無き変更が行なわれることになれば、誰がどのように処理するのか不透明にな	みが変わったとしても、いきなり一般廃棄物処理業の許可または委託の区域が変更されるといった無謀な政策は取られるべきではないでしょう。	ならば、市町村の枠組
は、経済効果のみ追求	は、あらゆる方向から	は、あらゆる方向から	は、あらゆる方向から	は、あらゆる方向から
は、経済効果のみ追求	合併協議が重ねられる	合併協議が重ねられる	合併協議が重ねられる	合併協議が重ねられる
は、経済効果のみ追求	はずです。特に一般廃棄物処理行政にあって	はずです。特に一般廃棄物処理行政にあって	はずです。特に一般廃棄物処理行政にあって	はずです。特に一般廃棄物処理行政にあって

# 平成の大合併

いわゆる「平成の大合併」と言われる市町村合併が、広範囲に取り上げられ、全国的に見ても数多くの合併推進地域を抱えています。これらの背景には、国や地方自治体の厳しい財政状況があります。小規模な自治体ほど財政基盤が脆弱です。国の補助に頼らざるを得ないのが現状と言えます。そこで、合併によりその基盤を強化し、効率化を図ることによって行政サービスを維持・向上させることが求められています。

す。しかし、経済効果ばかり追求することが、本当の行政運営になるのでしょうか。

7条許可の  
取扱い

発行者

〒730-0026  
広島市中区田中町5番9号  
TEL (082) 246-0340  
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙  
**第9号**

本紙は一般廃棄物・淨化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。

会員、関係企業に頒布しております。

## 目 次

一面：市町村合併における適正処理の継続  
二面：処理計画と適正処理  
一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について  
三面：2002環整連青年部全国研修会  
広環協臨時総会開催報告  
全国環整連第5回理事会報告

するのではなく、住民の生活環境保全を目的とした法制定の趣旨を踏まえ、慎重に協議されるべきでしょう。

「市町村合併イコール規制緩和による財政効果の増大」といった考え方については、昨年の中核環境審議会の意見具申を見ても、適切な規制の強化を図り、以前の一般廃棄物処理計画の重要性について議論されるべきです。それでも廃棄物処理に係る規制の強化を図り、以前の一般廃棄物処理計画の重要性について議論されるべきです。者との共通な考え方下、今後の適正処理を確保に努めて行きたく考えております。

の規制は厳格なものとすることが重要であるとなつており、今後市町村合併が進んだとし

(次頁參照)

## 浄化槽用殺菌・消毒剤

# ハイライトクリーン

### 〈特長〉

1. 完全溶解性で、吸湿性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りがありません。
2. 有効塩素の安定性がよく、持続性の高い消毒効果が得られます。
3. 作業性がよく簡便で経済的です。
4. 強い雑菌力を発揮します。
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

### 〈浄化槽用殺菌消毒剤〉

- ハイライト<sup>®</sup>クリーンS〈ドーナツ型15g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンQ〈ドーナツ型15g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンS-90〈ドーナツ型15g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンM-90〈円形扁平型30g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンC〈ドーナツ型75g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンL-60〈ドーナツ型150g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>クリーンL-90〈ドーナツ型150g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>スティック〈棒状型300g/錠〉 ●ハイライト<sup>®</sup>スティック45〈短棒状型45g/錠〉

### 〈水処理用塩素剤〉

- サンブライト90W〈30g暮石型〉

※用途に応じて使用器具も取揃えています。

広島県販売代理店

山下药品工業株式会社

広島市西区観音本町2-3-23

T E L 082 (232) 2286  
F A X 082 (232) 2289

★ 日産化学工業株式会社

大阪支店

**大阪支店** 大阪市北区梅田1-8-17(大阪第一生命ビル11階)TEL06(6346)7130

## 処理計画と適正処理

市町村が廃掃法により策定を義務付けられた一般廃棄物処理計画は市町村の一般廃棄物処理の基礎となるものであり、その記載事項も定められています。処理計画は十年以上の目標を決めて基本的な事項を定める基本計画と、その実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画に分かれ、それぞれごみ処理と生活排水処理（し尿及び浄化槽汚泥を含む）に分けて策定すべきとなっています。処理計画には、発生量及び処理量の見込みについて、その種別、処理主体（直営、委託、許可、自家処理）、処理方法などを記載する他、複数の処理業者がある場合は区域を定める事もできます。

このように市町村の一般廃棄物処理にとって処理計画は最も重要な事項を定めたものであり、その処理計画を見れば市町村の一般廃棄物処理全体が把握し得るはずです。

収集運搬し処理場で処分する」という程度の記載を処理計画であるとしています。ごみ処理では当然である収集運搬の定期的な計画収集も定めず業者に押し付け、その結果多くの業者は現在もごみ以上に定期収集が可能なし尿、浄化槽汚泥の収集を住民からの電話注文によって行なうという非合理的な状態が続いています。さらに一部の市町村ではし尿、浄化槽汚泥収集の区域を定めず廃掃法第七条許可を複数業者に与え、業者の競争により汲取り手数料を押さえこむという前近代的な事例もあり、何をどれだけ誰がどの様に処理するかを定めなければならぬ処理計画制定義務を無視した、処理責任放棄の無責任市町村もあります。

また、浄化槽清掃が浄化槽法三十五条による許可である事を理由にし尿と同様一般廃棄物である浄化槽汚泥の収集運搬も市町村の処理責任を忘れて自由競争的な許可業であるとする誤った解釈をしている県や市町村がいまだにある事も理解に苦しみます。

適正な処理計画無くして適正な廃棄物処理はあり得ません。

## 受託分析・受託実験 環境調査・環境アセスメント 応援します! 環境を支える 確かな技術

地球環境と人との優しい関係

**株式会社  
アサヒテクノリサーチ**

本 社 広島県大竹市晴海2-10-22  
TEL(0827)59-1800(代) FAX(0827)59-1805  
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシビル1F  
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について

昭和五十二年一月四日 各都道府県知事宛厚生省  
環境衛生局水道環境部長通知  
改正 平二衛環二

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてよりご尽力を願っているところであるが、今般市町村における一般廃棄物処理事業を適正に推進するために、一般廃棄物処理事業の改善並びに一般廃棄物の処理施設に係る適切な整備計画の立案及び適正な維持管理の実施等につき、左記のとおり留意事項を定めたので、これに基づき、貴管下市町村を指導されたい。

記

一 一般廃棄物処理計画に関する事。

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という）は長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という）及びこれに基づき年度毎に一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定めた計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という）とする。

(二) 市町村はごみ及び生活排水（し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等）をいう。以下同じ）の処理について、一般廃棄

物処理基本計画を策定すること。

(三) 市町村は毎年度末までに、次年度について一般廃棄物処理実施計画を策定すること。

(四) 都道府県は、市町村が一般廃棄物処理基本計画を策定または改正する際に必要な助言、指導を行うとともに、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画を策定または改正した時にはそれを提出させ、市町村における一般廃棄物の処理の見通しを把握しておくこと。

一般廃棄物処理実績に關すること

(一) 都道府県は、市町村において一般廃棄物処理実施計画に基づいて実施された前年度における処理の実績について、毎年四月末日までに市町村から報告を徴収すること。

一般廃棄物処理施設の維持管理等に關すること

(一) 都道府県は、市町村の設置する一般廃棄物処理施設に関し、施設台帳を整備し、その設置状況を常に的確に把握しておくこと。

(二) 都道府県は市町村から、その設置に係る一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行った放流水の水質、ばい煙等の検査結果の報告を一年に一度徴収すること。

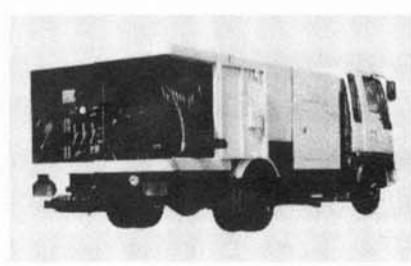
### 人と地球のいのちを守る



ニュープレスマスター（圧縮式ゴミ収集車） パワフルマスター（強力吸引車）



エコパネル付バキュームカー



ハイプレクリーナー（高圧洗浄車）

### 《主な営業品目》

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1.衛生車    | 1.圧力散水車      |
| 1.塵芥収集車  | 1.薬液散布車      |
| 1.汚泥車    | 1.ミルクローリー    |
| 1.高圧洗浄車  | 1.高速発酵処理装置   |
| 1.廃油ローリー | 1.リサイクル装置・施設 |
| 1.脱水処理車  | 1.入浴車        |
| 1.貯水槽清掃車 | 1.その他特殊車     |
| 1.給水車    | 架装全般         |

**MORITA**  
MORITA ECONOS, LTD.

### 株式会社 モリタ エコノス事業本部

本 部 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号  
電話 082-893-2231(代)  
FAX 082-893-1312

2002

# 環整連青年部全国研修会

## 下水道・集落排水処理事業から 浄化槽へ国の期待も高まる



田河慶太室長

域生活排水処理事業のほうが個人負担が軽くなる、生活排水処理に対し理解を得やすいといった面もある。この事業に対する国期待も伺える予算編成となつた。

こうした背景の中、二月十九日東京都内において、環整連青年部全国研修会が開催され広島県から、鉄本青年部長をはじめ十数名が参加した。

研修会は全国環整連・岡光義青年部長、全国環整連八田富夫会長の挨拶で幕を開けた。第一部講演では「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」をテーマに、環境省浄化槽推進室・田河慶太室長が講演を行われた。講演は「廃棄物のリサイクル市場の流れと低コスト有利となっている」となっている。

この講演は、一般的に低コスト有利となる結果的に低コスト化により一部市町村設置である特定地

の業者が不法投棄をするといった悪循環になつて

いる。定義の見直しの方針性については、こうした現状を踏まえ、リサイクルできるから廃棄物からはずすといった考え方ではなく、不法投棄対策として、法制定を含めた産業廃棄物分野の構造改

革と監視の強化による防止対策を推進していきた。又浄化槽については、特定地域生活排水処理事業がこのたびの予算編成の中でも予算増加の代表例にも挙げられるほど、国としても浄化槽を認めてきている。これまでの住宅着工が大きな要因となる個人設置型では、景気の動向に大きく影響を受けるため不安があるが、

県だけでなく、合併浄化槽の普及にストップをかけるこういった政策に対し全環連としてはこれが重要と思える」との感想が述べられた。

十三日、東京如水会館にて全国環整連第五回理事會が開催され、広環協から三井理事長が出席された。まず、青森県に提出された「合併処理浄化槽にかかる補助率堅持の要望書の提出について」全環連八田会長と青森県環

整協谷川理事長より報告がなされた。これは青森県が平成十五年度予算において合併浄化槽設置整備事業の県費補助を従来の三分の一とするという報道を受け、これに抗議し、補助率堅持の要望をしたのである。国からの予算が増える中、県の財政が厳しいというだけの理由で県費補助を削減しようとする県は青森

市内において広環協臨時総会が開催された。組合員八十三名中六十五名が

参加し、議長に沈勝義氏が就任し、各議案について審議が行われた。第一号議案「今後の組合運営について」、第二号議案「倫理問題及び規約に

決承認された。続いて、

第三号議案「特別賦課金微収と未払いについて」が審議され、第四号議案「その他」では理事長よ

り全国環整連理事会の報告がなされた。報告事項を含め以上の議案について慎重審議され、十八時三十分に閉会した。

## 全国環整連 第5回理事会報告



(3) 平成15年3月

広報・環協事業（浄化槽市町村整備）推進事業に名称変更）は国の来年度予算において大幅に増加されることとなつた。この特定地域生活排水処理事業は、合併浄化槽が下水道と同等の処理性能を有する施設として評価され、平成六年に国庫補助対象となり市町村が事業主体となつて合併処理浄化槽を面的に整備するものである。市町村の生活排水処理対策において、家屋密度、地形等を考慮した場合、下水道、農集に代表される集合処理に比べ、合併浄化槽における個別処理が財政上非常に有利であることが注目されている。これまでの個人設置としても、これまでの個人設置に比べ、結果的に低コスト化により一部市町村設置である特定地

ト化により一部市町村設置である特定地

の事業に対する国期待も伺える予算編成となつた。

こうした背景の中、二月十九日東京都内において、環整連青年部全国研修会が開催され広島県から、鉄本青年部長をはじめ十数名が参加した。

研修会は全国環整連・岡光義青年部長、全国環整連八田富夫会長の挨拶で幕を開けた。第一部講演では「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」をテーマに、環境省浄化槽推進室・田河慶太室長が講演を行われた。講演は「廃棄物のリサイクル市場の流れと低コスト有利となっている」となっている。

この講演は、一般的に低コスト有利となる結果的に低コスト化により一部市町村設置である特定地

の業者が不法投棄をするといった悪循環になつて

いる。定義の見直しの方針性については、こうした現状を踏まえ、リサイクルできるから廃棄物からはずすといった考え方ではなく、不法投棄対策として、法制定を含めた産業廃棄物分野の構造改

革と監視の強化による防止対策を推進していきた。又浄化槽については、特定地域生活排水処理事業がこのたびの予算編成の中でも予算増加の代表例にも挙げられるほど、国としても浄化槽を認めてきている。これまでの住宅着工が大きな要因となる個人設置型では、景気の動向に大きく影響を受けるため不安があるが、

県だけでなく、合併浄化槽の普及にストップをかけるこういった政策に対し全環連としてはこれが重要と思える」との感想が述べられた。

十三日、東京如水会館にて全国環整連第五回理事會が開催され、広環協から三井理事長が出席された。まず、青森県に提出された「合併処理浄化槽にかかる補助率堅持の要

望書の提出について」全環連八田会長と青森県環

整協谷川理事長より報告がなされた。これは青森

県が平成十五年度予算において合併浄化槽設置整

備事業の県費補助を従来の三分の一とするという

報道を受け、これに抗議し、補助率堅持の要望を

したのである。国からの予算が増える中、県の財政が厳しいというだけの理由で県費補助を削

減しようとする県は青森

市内において広環協臨時総会が開催された。組合員八十三名中六十五名が

参加し、議長に沈勝義氏が就任し、各議案につ

いて審議が行われた。第一号議案「今後の組合運

営について」、第二号議

案「倫理問題及び規約に

決承認された。続いて、

第三号議案「特別賦課金微収と未払いについて」が審議され、第四号議案「その他」では理事長よ

り全国環整連理事会の報

告がなされた。報告事項を含め以上の議案について慎重審議され、十八時三十分に閉会した。

去る平成十五年一月二十三日、東京如水会館にて全国環整連第五回理事會が開催され、広環協から三井理事長が出席され閉会の挨拶で研修会は終了した。

研修会は全国環整連・岡

光義青年部長、全国環整連八田富夫会長の挨拶

で幕を開けた。第一部講

演では「廃棄物・リサイ

クル制度の基本問題につ

いて」をテーマに、環境

省浄化槽推進室・田河慶

太室長が講演を行われた。

棄物のリサイクル市場の流れと

低コスト有利となっている

ことなつていている。

結果的に低コスト化により一部市町村設置である特定地

の業者が不法投棄をするとい

った。この業者が不法投棄をすると

いった悪循環になつて

いる。定義の見直しの方

針性については、こうし

た現状を踏まえ、リサイ

クルできるから廃棄物か

らはずすといった考え方

が、ます本日頂いた情報

を十分理解することが必

要。更なる情報の共有化

が重要と思える」との感

想が述べられた。

国安克彦調査研究部長によ

る、第二部の講演「こ

れからの生活排水処理事

業について」が行われた。

国安部長は、浄化槽が期

待されるようになつてき

た背景を踏まえ、「今後

の生活排水処理事業にお

けの特定地域

生活排水処理事

業の役割が大きくなつて

いくと思う

が、適正な維持管理体制が

求められる。

持管理体制が

求められる。

持管理デー

タの電子化を

求められる。

維持管理デー

タの電子化を

求められる。

